

別表第4の4（第2条関係）建築関係のその4

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第3号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号までにおいて「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者 ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この号から第3号までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この号から第3号までにおいて同じ。）を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この号から第3号までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。）である場合	非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物又は複合建築物（非住宅部分又は工場棟部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合に限る）にあっては、（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては、（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
	(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	241,000円
	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	297,000円
	(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	32,100円
	(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この表において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	92,100円
	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	115,000円
	(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円

もの	
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	27,500円
(オ) 当該建築物の住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この表において「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,900円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	120,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号から第3号において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,200円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	59,300円
(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この表において「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	53,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	89,300円
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この号から第3号までにおいて同じ。）の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,100円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,800円
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,900円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円
(2) 法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者	
ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	
	計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号アに定める額（この場合において、同号ア中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,000円 10,000円 13,000円 14,000円
(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者 ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、第1号アに定める額（この場合において、同号ア中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）
イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 (ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	18,000円 19,000円 9,000円 10,000円 13,000円 14,000円
(4) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第6号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第6号において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合 (ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有しないものをいう。以下この号及び次号において同じ。）又は複合建築物である場合 a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

を用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

241,000円(非住宅誘導基準適合証(法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの

297,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円)

b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

92,100円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの

115,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円)

c 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

71,900円(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの

120,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

34,200円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの

59,300円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

e 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

53,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの

89,300円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの

36,100円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

39,800円(住宅誘導基準適合証等の提

b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合 (5) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号及び次号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。） (ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合 (イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合 a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する	出がある場合にあっては、5,000円) 18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円) 19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円) 26,900円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円) 28,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円) 当該計画に係る申請建築物及び他の建築物1棟ごとに、アの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額 当該変更する建築物1棟ごとに、アの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号アに定める額（この場合において、同号ア中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。） 18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 9,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 13,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 14,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円) 当該追加する建築物1棟ごとに、前号ア
--	---

	場合（ウの場合を除く。） ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合 (6) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額 当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額 計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額）
--	--	---